

## 宗像市幼児教育審議会委員名簿(案)

任期:平成24年5月31日～平成26年5月30日

区分	氏名	備考
知識経験を有する者	田中 敏明	福岡教育大学名誉教授
	村田 昭孝	福岡教育大学附属幼稚園副園長
	納富 恵子	福岡教育大学教授
	吉田 洋之	宗像市社会福祉協議会事務局長
	元岡 充代	むなかた男女共同参画協議会委員
	内田 龍男	南郷小学校校長
幼児教育関係機関を代表する者	高杉 洋史	玄海ゆりの樹幼稚園園長
	奥村 美香	玄海風の子保育園園長
幼児の保護者	假屋 和代	玄海ゆりの樹幼稚園父母の会会長
	上野 大地	玄海風の子保育園保護者会会長

下線が新任。任期:平成25年4月1日～平成26年5月30日

## 旧任

区分	氏名	備考
知識経験を有する者	吉田 靖生	宗像市社会福祉協議会事務局長

○宗像市幼児教育審議会規則

平成16年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成23年1月12日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市幼児教育審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 幼児教育関係機関を代表する者
- (3) 幼児の保護者
- (4) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、子ども部子ども育成課において処理する。

(平23教委規則1・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月12日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。